

新型コロナウイルス感染症の影響により 経営の安定に支障を生じている県内中小企業の方へ

新型コロナウイルス感染症の影響により経営の安定に支障を生じている県内中小企業者を支援するため、経営安定化サポート資金の「災害枠」に「令和2年新型コロナウイルス感染症」を指定し、資金繰りを支援しておりますのでご活用ください。

ご利用いただける方

次のいずれにも該当する方

- (1) 県内に事業所を有する中小企業者であること
- (2) 県が指定する災害等※により経営の安定に支障を生じているもの
(事業開始後1年未満の方を含む)

※令和3年4月1日から令和4年3月31日まで「令和2年新型コロナウイルス感染症」を指定しています。

ご融資の条件

- 融資限度額 3,000万円
- 融 資 利 率 融資期間3年以内：固定年0.9%
融資期間3年超：固定年1.1%
- 融 資 期 間 10年以内（うち据置2年以内）
- 担 保 必要に応じて徴求
- 保 証 人 原則として法人の方は代表者のみ、個人の方は不要
- 保証料率 原則年0.45～1.90%
セーフティネット保証4号 0.95%
セーフティネット保証5号 0.86%
危機関連保証 0.80%

信用保証料補助

次のいずれにも該当する場合は、県が保証料の30%を補助します。

また、一部の市町村では、県の保証料補助に加えて、保証料を補給します。

- (1) 経営安定化サポート資金「災害枠（令和2年新型コロナウイルス感染症）」を利用すること
- (2) セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号、危機関連保証のいずれかの保証制度を適用すること

融資の手続き

取扱金融機関の融資担当窓口で、この制度を利用して融資を受けたい旨をお申し出ください。



融資にあたっては、金融機関及び信用保証協会が審査を行います。

ご希望の融資額は、申込者の信用保証枠により制限を受ける場合があります。なお、セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証※を利用することにより、通常の信用保証枠とは別枠の保証を受けることができます。

※セーフティネット保証4号、5号、危機関連保証の利用にあたっては、市町村の認定を受ける必要があります。

- 取扱金融機関 県内金融機関（銀行、信用金庫、信用組合、商工中金）
- 問い合わせ先 青森県信用保証協会 電話017-723-1354（保証業務課）
青森県商工政策課商工金融グループ 電話017-734-9368
- 県HP：<https://www.pref.aomori.lg.jp/sangyo/shoko/kenyuusi.html>

青森県融資制度

検索